

清潔で美しいまちを目指して！

「路上喫煙禁止区域」



路上喫煙禁止区域
No Smoking
周南市

ここは「周南市空き缶等のポイ捨てその他の迷惑行為禁止条例」に基づく「路上喫煙禁止区域」に指定されています。指定された喫煙所を除き、路上禁煙が禁止されています。違反者は罰則で過料が適用されます。

路上喫煙禁止区域の場所、範囲



■ 路上喫煙禁止区域
■ 指定喫煙所
(灰皿設置箇所)

銀座1丁目、銀座2丁目、みなみ銀座1丁目、みなみ銀座2丁目、銀南街、新町2丁目の一部、若宮町2丁目の一部、平和通2丁目の一部、御幸通1丁目の一部、御幸通2丁目の一部、本町1丁目の一部、有楽町の一部、千代田町の一部、住崎町の一部、弥生町1丁目の一部、代々木通1丁目の一部、岐山通1丁目の一部、児玉町1丁目、毛利町1丁目の一部、桜馬場通1丁目の一部

マナーやルールを守り、ごみのポイ捨てや路上喫煙などの迷惑行為による被害を防止し、清潔で美しいまちづくりを進めましょう。